

震災時避難所を拠点とした災害時要援護者の対応訓練

【地域防災力と公助の連携（横須賀モデル）】

～ **タスキ** でつなぐ要援護者の支援（大津町4丁目町内会）～

横須賀市では平成21年から災害時要援護者支援プラン（以下、「支援プラン」という。）を策定し、地域による災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の支援を推進してきましたが、地域の少子高齢化や新たな感染症による生活様式の変化など、従来の支援プランでは対応が困難な事案が多くなり、それらの課題を解消するため、改めて地域防災力の連携による取り組みを推進する必要があります。

特に災害時に避難の支援が必要な人に対応するためには、これまで以上の地域連携の強化が重要となるため、大津町4丁目町内会では地域防災力と公助の連携による、災害時要援護者訓練を取り組みました。

1 主な役割分担

- (1) 町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員、社会福祉推進委員
要援護者の安否確認及び在宅避難の支援
- (2) 市職員（避難所支援班員）、消防団員
要援護者の避難誘導及び在宅避難の支援

2 訓練内容

- (1) 要援護者名簿の確認と安否確認班の編成



町内会・自治会長や民生委員児童委員が中心となって、要援護者名簿をもとに安否確認を行う班を編成して安否確認簡易計画を作成する。

- (2) 要援護者の自宅を訪問し安否確認



自主防災組織員1名と社会福祉推進委員2名で編成した安否確認班で、安否確認を実施する。

(3) 要援護者の対応種別の判定と対応策の明示

ア 自宅への被害や負傷等がなく、支援の必要のない方

黄色のタスキを見えやすい場所に掲示する。



イ 自宅に被害はなく在宅避難が可能であるが、行動が不自由で水や食料の支援が必要な方

水や食料の支援が必要な方は青色のタスキを見えやすい場所に掲示する。
〔市の職員やボランティア等が救援物資などを届けます。〕



ウ 自宅に被害があり在宅が危険である方、または、負傷等により救護が必要な方

避難所への避難が必要な方は赤色のタスキを見えやすい場所に掲示する。
〔市職員や消防団等が避難誘導を行います。〕



(4) 町内会館で安否確認の集計結果を民生委員児童委員に報告



安否確認の結果を民生委員（町内会長等でも良い。）に報告し、民生委員は情報を整理します。

(5) 大津小学校に参集している市職員と消防団員に避難誘導の依頼



震災時避難所に参集している市職員と消防団員に、要援護者の避難誘導を依頼します。
〔市職員と消防団員で避難誘導班を編成します。〕

(6) 市職員と消防団員による避難誘導

安否確認班の案内により、市職員と消防団員は要援護者の避難誘導を行います。
避難誘導の際は**赤色のタスキ**を外します。



市職員と消防団員は協力して、震災時避難所への避難誘導を行います。

(7) 避難所運営委員会により学校保健室（一次福祉避難所）へ誘導



避難所到着後に避難所運営委員会に引き継ぎ体育館に避難します。

避難所運営委員会により要介護が必要と判断され、避難所に設置される一次福祉避難所へ移動します。



3 訓練を終えて（大津町4丁目 鈴木会長のコメント）

自主防災組織が一丸となり活動したことで、より一層住民間の連携が深まり、要援護が必要な方々への関心が高まり、共助と公助の連携の必要性を感じた。

また、普段より防犯防災部会（自主防災組織の中核）が月一回の防犯パトロールを実施していることが、今回の訓練活動を円滑にしている一因と考えると、日常活動がいかに大切であるか実感した訓練であった。